

議案第53号

木津川市立幼稚園条例の一部改正について

木津川市立幼稚園条例（平成19年木津川市条例第87号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年8月29日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）の一部改正に伴い、特定教育・保育施設における1号認定子どもの利用者負担額が無償となるため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

## 木津川市立幼稚園条例の一部を改正する条例（案）

木津川市立幼稚園条例（平成19年木津川市条例第87号）の一部を次のように改正する。

第3条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（以下「利用者」という。）」を削る。

第5条を次のように改める。

### （利用者負担額）

第5条 幼稚園に係る法第27条第3項第2号及び第28条第2項第3号の規定に基づき市が定める額は、零とする。

第6条及び第7条を削り、第8条を第6条とする。

別表を削る。

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

### （施行前の準備）

2 この条例を施行するために必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

参考資料（議案第53号）

木津川市立幼稚園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（新）

第1条・第2条（略）

（利用者の義務）

第3条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者及び扶養義務者で、前条に規定する幼稚園を利用するものは、幼稚園内の秩序を尊重し、この条例及びこの条例に基づく規則の規定を遵守し、かつ、管理者の指示に従わなければならない。

第4条（略）

（利用者負担額）

第5条 幼稚園に係る法第27条第3項第2号及び第28条第2項第3号の規定に基づき市が定める額は、零とする。

（旧）

第1条・第2条（略）

（利用者の義務）

第3条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定する支給認定子どもに係る支給認定保護者及び扶養義務者で、前条に規定する幼稚園を利用するもの（以下「利用者」という。）は、幼稚園内の秩序を尊重し、この条例及びこの条例に基づく規則の規定を遵守し、かつ、管理者の指示に従わなければならない。

第4条（略）

（利用者負担額）

第5条 木津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年木津川市条例第24号）第13条第1項に規定する利用者負担額のうち、第2条に規定する幼稚園に係る利用者負担額は、別表のとおりとする。

第6条 (略)

2 利用者は、別表に定める利用者負担額を指定された期限までに納付しなければならない。

(利用者負担額の減免)

第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、利用者負担額を減免し、又は免除することができる。

2 市長は、減免の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、減免の決定を取り消し、又は変更することができる。

(1) この条例の規定に違反したとき。

(2) 虚偽その他の不正な手段により、減免を受けたことが判明したとき。

(利用者負担額の還付)

第7条 既納の利用者負担額は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

第8条 (略)

別表（第5条関係）

<u>各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分</u>		<u>利用者負担額</u> <u>(月額)</u>
<u>階層区分</u>	<u>定義</u>	
A	<u>生活保護世帯等</u>	<u>0円</u>
B 1	<u>市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯を含む。）のうちひとり親世帯等</u>	<u>0円</u>
B 2	<u>市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯を含む。）のうちB 1以外の世帯</u>	<u>3, 000円</u>
C	<u>上記区分以外の世帯</u>	<u>7, 000円</u>

備考 (略)